

## 平成20年度「市政懇話会」第2回地域コミュニティの充実と強化部会

日 時：平成20年7月25日（金）13：30～15：25

場 所：鳥取市役所本庁舎4階第4会議室

出席者：【委員】八村輝夫部会長、吉田茅穂子副部会長、川口博子委員、須崎俊雄委員、吉村あけみ委員

（欠席）池長綾子委員、坂本匡範委員

【鳥取市】林副市長、杉本企画推進部長、安本コミュニティ支援室長、竹氏協働推進課長補佐

【事務局】枡谷

○部会長）本当に暑い日が続いている。熱中症には気をつけていただきたい。

今日は、第2回の地域コミュニティの充実と強化部会であるが、先回の会合でも議論したが、もう1度ということで、前回と同じく「自治会活動」について議論したい。地域が元気で有効な活動を行うために、自治会活動がどのような役割を果たすのかということだと思うが、それについて、いろいろと御意見をいただきたいということなので、どうぞよろしくお願ひしたい。

### ●事務連絡

- ・配布資料の確認について
- ・部会意見の集約の方法について

### ●「鳥取市自治基本条例」について担当課より説明

○委員）市民の方には、どの資料が配布されるのか。

○竹氏課長補佐）パンフレットを班回覧していただいた。また、条例の解説を各町内会に各1冊ずつ備え置いていただいている。それから、現在、地域づくり懇談会や地区座談会で資料を配って、自治基本条例の制定について周知を図っているところである。また、市報でも特集記事を掲載した。

○部会長）基本条例というのは何のために制定したのか。市の憲法みたいなものか。

○竹氏課長補佐）他の自治体では、その自治体の憲法であると呼んでいるところもあるが、本市の場合は、そこまで断言できるかどうかというところはある。条文の内容がという意味ではなく、そのような表現がふさわしいのかということだが。

○杉本部長）第3条で条例の位置づけという条文があるが、「本市の自治の基本となる規範であり」という部分がある。自治体の憲法であるといっているところは、この部分が「最高規範である」と最高規範性をはっきり書き込んだりしてある。本市の場合とは言ったのが、最高規範であるということを明確に規定するのはいかがなものかという意見もあり、「本市の自治の基本となる」という表現になっている。条例には、基本的には、上位下位といった位置づけはないが、規定の中で最高規範ということ謳うと最上位ということは、自ずとはっきりするのだが、その辺りの取扱いは議論となった。気持ちとしては、一番上位の条例であるといった位置づけは持っている。

○委員）一般の市民が、「鳥取市自治基本条例」という硬い言葉に触れた場合に、これは

一体何なのか分からないのではないか。お年寄りから若年層まで分かりやすい言葉を括弧してちょっと添えるとか。今説明いただいて分かったような気はするが。とっつきにくいというか。

○杉本部長) 元々、条例というのは、直接的には、市民の皆さんが内容を見たりすることはないのではないか。通常条例づくりは、どちらかというと使用料を値上げしたりするときに作ったりすることが多く、事務方が案をつくり、議会で審議いただき、議決をいただく。ただ、この自治基本条例は、特に前文の辺り、合併後の鳥取市のまちづくりの方向性などを、市民の皆さんが案を考えて、議論をしながらやってきた。まったく新しい、これまでやっていなかったような条例作りのプロセスをとってきた。ただ、パンフレットを作ってみても、内容的にいうとやはり難しい。また、そもそもこの条例自体がいらないのではないかという意見もあったが、この条例により、鳥取市のまちづくりを分かっていただけ、また、より近づいていっていただけではないかと考えている。

○委員) 今、別のグループで、文化芸術振興条例というものを検討している。まずこれが必要かどうかというところからかなり激論した。なくてもできているのではないかと。また、この条例に逆に縛られて、にっちもさっちもいかなくなるのではないかと。それと細かく決めていくと、身動きならないようになるから、大雑把にアバウトに行こうと。ほとんど精神条項でいったらどうかと。まだ、まとまらない段階だが、一番皆で熱心に話したのは、文化芸術とは何かということ。この自治基本条例に欠けているのは、自治とは何かということ。それがまずないと、条例の意味が分からない。市が考えている自治。自治とは何かということが分からないと、自治条例の意味が分からないのではないかと。

○杉本部長) その辺は、委員の方もいろいろと知恵を絞っていただいた部分であり、前文の後段の辺りにも、自治とは、まちづくりとはみたいな話が出てきていると思う。今委員に言われたように、細かく縛ってしまうと、いろんな考えがあるので難しい。住民の皆さんが行う住民自治と、議会や行政が行う団体自治が、車の両輪となり、鳥取市のまちづくりを行っていくんだと、また、それぞれが責任をしっかりと果たしていこうというような、基本的な共通認識を持ってそうところで書き込みはしてあるが、細かく決めるのは、なかなか難しい。議会でも、もっと細かく定義していったらいいじゃないかという話もあったが、それによる危険性もやはりあると思う。いろんな意見をいただく中で、だいたいこのような表現ならと、賛成者も反対者も納得する表現に落ち着いたところである。

○委員) 前文の中にも、自らが自治の主体であるとか、自治の基本理念を確立するとかという記述があり、自治というのがこの条例の主役である。その自治というものがアバウトでいいのか。定義の部分では、コミュニティについては定義があるので分かる。細かく、詳しくでなくても、何か、ぼやっとしたものでもよいので、自治とはこういうものだという何らかの記述が必要ではないか。

○林副市長) 前文のところで、後段の「そのためには～」辺りが、この自治基本条例の言っている、自治のエキス部分である。

○委員) これだけではよく分からない。

○林副市長) ただ、まちづくりも定義を定めてはどうかとかいう議論がある中で、いろん

な部分を含めた大きな言葉なので、一言で定めると、抜け落ちる部分が出てくるかもしれない。すべてに人が考える概念とちょっと違う部分が出てくる可能性もあることから、定めにくい部分がある。この条例は、皆がこれを目標にして、まちづくりを進めていきたいと思いますという宣言的な部分が強い条例で、権利を制限したり義務を課したりする条例でないで、そこまでの厳密な定義が必要かどうかという話はある。

○委員) 鳥取市まちづくり条例とした方が分かりやすい。

○部会長) まちづくり条例ともちょっと違う。

○杉本部長) 当初は「住民自治基本条例」を目指していた。地域で、地域力が低下してきているので、地域力をさらにパワーアップするために、住民自治を前面に出していきたいという考えはあった。自治というものは、もともと住民の皆さんが共同体でやっていたものである。しかし、一方で、議会というものがあり、議会は市民の代表である。その辺りで、自治の基本は、住民自治だけではないという議論も起こっていた。そして、まちづくりというのは、住民、議会、行政の3者が、力を合わせてやっていくのだというところで、自治基本条例という話になっていったような経過もある。解説の2ページに自治とはということで、参考で入れ込んではあるが、その辺りのとらえ方もいろいろとある。

○委員) 定義の中に入れ込んだ方がいいと思う。市民、執行機関、市などいろいろと丁寧な定義があるので、自治についてもあるべきだとは思っている。

○杉本部長) 憲法で地方自治が定められていて、地方自治法でも定められている。それをさらに規定していくのは、かなり困難でもある。自治を定義するとなると、相当な議論にもある。

○竹氏課長補佐) 自治というものがしっかり分かっている方はよいが。条例の中の定義は、この基本条例では6つ定義している。あくまで、条例の中で使う用語の意義というようなことである。例えば、市民といえば、市民といっても、人によっていろんな考え方があると思う。市内に住んでいる人だけを対象にするのか、市外から勤めで来る方や学生の方も含めるのかと。そのため、この条例では市民をこういうふうに考えましょうということで定義づけしてある。が、自治というのは、割とある程度、意味的には、固まったものがあるのではないかとということで、今回はこの6つだけに限った。後は、この解説の方で見ていただければということである。

○委員) 市民と言うのは、今は地球市民などと言われることもある。なので、鳥取市役所に戸籍簿がある人だけが市民かと。もっと広い立場で考える必要がある。なので、定義は全部取った方がよい。本当は。

○杉本部長) 議論はいろいろとあった。赤ちゃんからお年よりまでというような議論や、税金を払っている人だとか、あるいは18歳以上だとか、いろんな議論があった。本市の場合は、住民登録されていなくても働いておられる人だとか、広めの定義にはしている。

○委員) 話は変わるが、環境自治みたいなものはあるか。自治問題から外れるかもしれないが、市民の方が簡単にタバコの吸いカスや飲み物の缶などを捨てられる。そのような行為に対して、罰則のある条例を入れていただきたいような気がする。以前から困っている。

- 林副市長) この3月に、通称「ポイ捨て禁止条例」というものを制定しており、10月1日施行になっているが、罰則規定もある。
- 杉本部長) ちょうど自治基本条例を市民の皆さんが中心となってつくっていただいたが、このポイ捨て禁止条例も平行して作られた。自治会やコミュニティでの取り組みは、防災、防犯や今の環境美化のような、マナーを守るといような、その辺が皆さん共通の認識を持ってテーマとなりやすいことで、実際清掃の活動なども盛んである。
- 委員) 特にひどいところは立て札を立てて欲しい。
- 杉本部長) 市民運動推進協議会というのがあり、よく見られるのは、缶のポイ捨てや犬の糞の禁止などがある。
- 委員) ひどいところは立て札がないとやめない。毎日拾っている。
- 杉本部長) 看板しているところにわざと捨てていく人もいる。不法投棄もそのような状態である。逆に不法投棄防止の看板があると、そこは捨てやすいと認識されることもある。笑い話のようだが、実際にそのような話もあり、啓発活動は難しいところもある。
- 部会長) 市民憲章を作らないといけないのでは。
- 杉本部長) 市民憲章の検討については、実は、自治基本条例が出来上がったので、それが定められた後に、検討するという話にはなっている。
- 部会長) それでは、本日の本題の「自治会活動について」ということで、今この基本条例では、どのあたりに規定があるのか。
- 委員) まちづくりのいろんなことをしていく中で、公民館を主体としたまちづくりを進めているが、その中で、自分達でそのようなまちづくりの機運ができつつあるが、それから先が、初めて作っていくものなので、我々に身近な条例なのだということを感じているところ。何回も議論をして、何回も説明会をされて、やってきておられると思う。いろんなことが出尽くした中のことではあるが、用語的なことは、理解のしがたいところもいろいろとあるが、まちづくりを進めていく上では、基本になるものになるのかなあという気がしている。自分達でつくっていたら、次は行政に何を求めていくのかとか、もちろん議員にも議会で代弁をしていただいて、市民の気持ちを踏まえていただかないといけないので。協働のまちづくりとのとらえ方で、中身的には難しいところもいっぱいあるが、自分達が一番身近なもののかなあという気がしている。そこから辺から皆に理解してもらおう。そんな気がして見させてもらった。中で我々がここで見るのは、コミュニティというところが中心。皆がいろいろとされている中で、コミュニティまで縛られるのかと最初は思ったが、次の段階に行ったら、行政との協働というところに行ったら、いろんなところの情報提供とかをしてもらわないといけないし、財政的にも支援してもらわないといけないし、私の方でもがんばらないといけないのかなと解釈した。
- 部会長) この条例と、自治会とどのような関係になるのか。
- 杉本部長) 直接自治会というのは、コミュニティの中で包括してある。
- 竹氏課長補佐) 解説の3ページを見ていただきたいが、第2条で6つの定義をしているなかで、6番目にコミュニティを定義しており、解説で詳しく目に解説しているが、コミュニティの代表的なものとして、自治会を例示している。地縁的な住民組織という

のもコミュニティの1つだとしている。コミュニティについて、地域コミュニティとテーマコミュニティと分類している中で、自治会は地域コミュニティに位置づけられるとしている。さらに、13条になるが、コミュニティが自治に重要な役割を果たすと謳っている。

○部会長) 自治会というのはコミュニティの組織であるということだが、どのコミュニティか。自治会活動はコミュニティ活動であると考えればいいのか。

○杉本部長) そのように考えていただければよい。本来は、地縁的なつながりでできている自治会というのが代表格だが、もう少し広めに考えている。言ってみれば町内会に加入されていない方は地域コミュニティの一員でないのか、という話もでたりしている。そのため、当然自治会が中心にはなるが、それ以外の活動をされたり、その地域に住まわれたり、よその地域に住んでおられても、文化とか体育とかそういったテーマでつながりを持つような団体とかも含め、広めの捉え方をしている。そういった意味で、自治会という文言がはっきりこの中に出てきてない。自治会はコミュニティの中で読み込むという話になる。

また、自治会加入を責務にしてもいいのではという話もあったが、自治会組織自体が任意の自主的な組織であるので、強制するような話もいかなものかという話もあり、はっきり打ち出してはいない。

○委員) 一番の問題は、町内会に参加される方が、行事などでも限られた人しか参加しない。この間も納涼祭があったが、本当に来られる方は決まった方で、百何十人いるはずが、二十数名しか来られていなかった。本当に出られる方が少ない。

○杉本部長) 先ほどからの話で、地域力が落ちているというのが、今委員がおっしゃられた現象が各地域、各団体で起こっている。1つの体育祭でも納涼祭でもいいが、やろうとするときに、世話人が特定され、汗をかく人はいつも同じ人で、参加したり手伝ったりする人もある程度限定され、次につながらないという話はよく聞く。そこで地区公民館を拠点として、まちづくり協議会を結成し、自治会と様々な団体がゆるやかに連携する姿を市の方では描いている。参加者が少ないというような相談をしてもらった中で、団体同士での呼びかけを期待している。自分自身、醇風地区のCSTで活動しているが、敬老会などでも、地区社協や民生委員が大変な目をして世話をしている。手伝う人も限られている。なので、まちづくり協議会をつくり、例えばそこに小学校や中学校のPTAの方が入っていただくと、若い人もメンバーに入ってもらったりして、広がりが見えるのではと思っている。条例はそのような展開を期待している。

○委員) 地域によって異なっている。団結し、活発なところもあると思うが、比較的自分の住んでいるところは顔が見えてこない。アパートはまったく分からない。町内会の活動にも出てこられないし、コミュニティを語る以前の問題である。

○部会長) 町内会は自治会のベースであると考えているのか。

○杉本部長) そのとおり。

○竹氏課長補佐) 町内会の加入を規定する意見もでた。逆にそこまで市民に強制することはできないと、それに対する反対もあった。それらの議論を踏まえ、町内会や自治会というダイレクトの表現はしていないが、9ページの13条第2項の「市民はコミュニティへの参加に努める」という規定になった。極力町内会へ参加し、コミュニティを充実していきましょうとしたところではある。

- 委員) その辺りは難しいと感じている。特に転勤族の方は(町内会へ)入られない。ゴミはしっかりと出されるが。
- 杉本部長) 自治会への加入率が落ちている。鳥取地域は7割をきった。子どもが小さいときは、PTAや子ども会などに入っていたりということはあるが、最近は集合住宅以外の人も加入されない場合もある。災害時の初動対応は、隣近所が重要である。互助の話であるが地域でまとまりをもった近所づきあいが重要。日進地区ではアパートが多いが、マンション業者や賃貸のオーナー、大家さんが働きかけして、700世帯近くある内の、200~300を加入していただくような取り組みをしている。市も宅建の業者さんを回ったりしている。限界があるのは、強制はできないということ。ただ、まちづくり協議会やPTAの人に入ってもらって、子どもが卒業しても、次は自治会とかいろんな活動につながるような展開になればと考えている。人と人とのつながりなので。ただ、難しいのは難しい。自治会の会長の会長も頭を悩ましており、事業をすると特定の人に役が回る。自分の首を締めることにもなりかねない。条例の関連で、積極的に参加を呼びかけ、広がりをもたせたい。
- 部会長) 自治会活動を盛んにしていって、面白そうだと、参加すれば得だと思わせないといけない。
- 林副市長) 市ではCSTなどの人的支援も行っているが、財政支援も行っており、地域で納涼祭や運動会などをされたときに5万円を限度とした1/2の補助もある。地域で地域課題を解決するために、お金のかかるような事業をされるときにも、200万円を限度とした補助もある。地域の中で、そういった財源も使われながら、地域で楽しいこととか、課題を解決するような取り組みをされる中で、今まであまり来られなかった人でもでていただくきっかけとなるような、コミュニティがもう少し強くなるようなことを期待している。市報でもコミュニティの大切さについて周知している。
- 委員) 最近地震も多い。どこに誰がいるかも分からない状態で、このような制度ができて空々しくさえ感じる。現実感がないというか。
- 杉本部長) 独居のお年寄りや身体の不自由な方の要援護者登録制度を始めているが、個人情報絡みもあり、なかなか登録されない。そのため、最終的には全市に広げようと思っているが、この度モデル地区を設定し、独居の方、高齢者のみの世帯などの情報を、地区の役員の方にお渡ししている。情報管理をしっかりとしていかなければならないが、訪問して登録されませんか、登録者を増やす取り組みをしている。何かあったときには、いま言われたような対応ができるよう、本年度から本格的に始めた。最近、関心も高くなっており、理解いただき、協力していただけるのではと期待している。それがモデル地区でうまくいけば全市に広げていきたい。もう1点は、防災無線も設置している。そういったことで意識を高めていきたい。スピーカーを半径450mや各公民館などの施設ごとに設置している。サイレンも、放送も可能。今までは旧市と国府地域には設置されていなかった。
- 委員) 防災無線も聞いて慌てる。全市の避難訓練をしないといけない。
- 杉本部長) 小学校の校区単位でされているところもある。夜間訓練を行っているところもある。醇風地区では、モデル地区として要援護者の登録をしようということをやっているが、確かに登録するだけではない。訓練が必要。
- 部会長) 自治会活動として行うのか。

- 林副市長) 自治会や民生委員が協働して、高齢者や障害者など、本人や家族だけでは助け出せないような方々をあらかじめ登録し、そういうことがあった時に、その人はどこの方が、助けに行くとか、あらかじめ決めておいて、いざというときにその人と一緒に、公民館や学校の体育館などに連れて行ってあげると。そういうことを具体的に決めておくと。そういうものが出来上がったら、具体的な訓練をするという形になっていくのだと思う。なかなかそれも地域がやりましょうということにならないとできない。
- 部会長) 行政がやりなさいというわけにはならない。そういうことが自治会活動ということになるのか。
- 林副市長) 手挙げ方式だったので、自治会活動が活発なところがモデル地区となった。醇風、日進、福部、河原がやりたいということで、手を挙げた。
- 杉本部長) 醇風は自治会と、社協と民生委員。全部が協力しないと無理。
- 林副市長) また、地域に防災会があればまた一緒に。
- 部会長) 防災会というものは別にあるのか。
- 林副市長) 自治会とだいたいイコールにはなっている。組織は別。組織は別だが、メンバーが一緒だったりしている。
- 杉本部長) 実質的には、自治会が歴史などがあるので、自主防災会という地区会はあるが、自治会の活動の一環のような形になっている。
- 部会長) 防災、老人会など、その辺の組織をまとめていくのが、自治会になるのか。
- 杉本部長) 自治会組織も歴史もあって、活動実績もあがっているが、さっき申し上げたようないろいろな課題がある。地区社協とか、今の自主防災会にしてもいろんな活動をされて実績もあるが、そういう皆さんがもう1回集まってみて、どうもこの辺弱くなっているのでは、お互いに助け合わんかというような話ができないのかなというのが、自治基本条例が目指す姿である。
- 部会長) 自然発生を待っているといつまでたってもできない。どっかで誘導していかないといけない。
- 杉本部長) 誘導し始めたところである。
- 林副市長) 本年度それをやってみて、いろんな問題点も出てくると思うので、そういった問題点を検証してみて、今度はさらに広くすると。これも財政支援も併せてやっている。最終的にはどこの地域でもそういう形ができるようにしていくと。それをきっかけとしてコミュニティが強くなっていく基にもなっていくのだと思っている。
- 部会長) まあ難しい。共働きであれば特に。責任の問題もある。
- 杉本部長) 実際そのような話にもなっている。それをどうカバーの仕方ができるのか。これまでなら民生委員が広い地域を持っていてやっていたが、自分ひとりで一生懸命やっていたが、とても対応できない。そこを夜だったら、誰かが手伝うとかみたいなことをしてもらおうと助かる。
- 委員) 社会福祉協議会は、隣の方の支援なんかでも、かなりネットワークをつくっている。鳥取地域の方は良く分からないが、愛の輪訪問員などで独居老人に必ず一人担当がいたり。見守りもできている。各それぞれの社協があるし、民生委員もいる。自主防災についても関心が高まり、いろいろなマップがつけられているのはいいが、その後だれが保管するのかとか、どのように活用するのか。個人情報的なものもある。そ

の辺もまちづくりの中に入ってくるのかなという気はする。

地域に住んでいる人が、住んでいるところを大事にしていけないといけないなあと感じる。

○部会長) 社会福祉協議会とはいったいどういう組織か。

○林副市長) 社会福祉協議会といっても地域の中の社会福祉協議会というのはまた別の組織で、市町村別と県とに社会福祉協議会がある。社会福祉法人。また、地区社協というのもある。地区社協というの、鳥取市内でも小学校校区単位である。公民館単位となる。地域の助け合いみたいなことを中心にやっておられる。例えば市町村の社会福祉協議会には、市の方も補助金を出して、愛の輪や配食サービスなど、いろいろな事業をしている。市町村の社協から地区社協に依頼などがおりにいく。

○杉本部長) 敬老会などを行うのも、地区社協の大きな仕事

○林副市長) また、それぞれの町内会にも、社協のお世話係がつくられていて、町内会の役員の中に社協の業務をする人もあらかじめ定められている。組織としてはそれなりに確立している。これもコミュニティを支える一員となっている。

○杉本部長) 自治会と地区社協は両輪に近い。

○林副市長) あとは、民生委員など。そういう人たちが地域を支えている。そういったものを、まちづくり協議会の中で、横断的に話し合ったら、地域がもっと良くなるのではと思っている。これまではどちらかといったら縦の系列で、横につながっていない部分があった。

○杉本部長) 横にゆるやかにつなげていきたい。

○委員) 気高では既にやっている。気高町社協というのがあって、結構行政の隙間を埋めている。

○林副市長) まちづくり協議会をつくることによってお互いに情報共有ができるようになる。地域を支える団体が一同に集まり、定期的に話し合いを行って、地域の課題を話し合っていくのが大事であるということで、この度まちづくり協議会を、それぞれの公民館単位でつくりましょうよということで、市の方で呼びかけをしているところ。また、それを支えるための支援チームを職員がC S Tで支援している。

○部会長) 自治会というのは、その中の中心となるのか。

○杉本部長) 自治会が中心となる。

○委員) 公民館に体育部長とかいろいろな部長があるが、それが社協か。

○杉本部長) それは、自治会の中の話。地域によってさまざま。まちづくり協議会のメンバーとか運営の仕方とかテーマとかは地域にあった形でやっていただくのがいいと考えている。標準的なものはお示しするが、型にはめて、これでないといけないということは考えていない。お祭り、訓練など、どれを優先して取り組むかは自主性を尊重したい。

○委員) 町内会長は非常に忙しい。会おうとしても会えない場合が多い。その辺りも問題か。④の「地域コミュニティ計画作成支援事業」だが、対象事業のところを詳しく教えていただきたい。

○安本室長) この計画の作成は、まず前段としてまちづくり協議会というものが地域にできないといけない。この地域は公民館の設置の区域である。こういったまちづくり協議会を立ち上げて、実際に何をやっていくのか、計画を作成するに当たっての事務的

な経費として、10万円を上限として補助させていただくというもの。地区会長へは説明して、今各単位町内会長への説明会をそれぞれの地域ではなされているような状況である。

○委員) 回覧版もほとんど読まないで、市報でさえ配ってくれるなという人がいる中で、自治基本条例は何人の方が読まれるのか疑問なところ。皆さんが自分自身の生活で精一杯という感じに見える。

○部会長) 役に立つということを皆が言っていないといけない。

○委員) 何かキャッチフレーズを考えては。

○部会長) 町内会でやるしかない。

○杉本部長) コミュニティ支援チームというのは、かなり画期的な取り組みで、これまでは自治会の会長さんとか、地区の役員の方とかに、市の職員は地域活動にでてこないとか、協力しない、顔が見えないとか言う話がよくあった。コミュニティ支援チームは自分達が住んでいるところにでていく。担当だけでなく、いろんな部署の職員が集まっていくようになった。職員にとっても、スキルアップになる。通勤途上でも顔見知りになってあいさつができるようになったりとか。市報を読む機会がない方があっても、町内会長が集まるときに出向いて行って、説明させていただいたりするような機会は、これまでより増えている。その辺も上手に使っていただけたらと思っている。

○林副市長) それぞれの校区ごとに3人から5人のチームが既に動いている。それがいろんな部署のその地域にすんでいる人やその地域に関係の深い人がグループを作っている。新市域も含めて全市域。そのチームと地域の自治会なりいろんな人と話し合いをしながら活動をしている。

○委員) まちづくり協議会の設置が終わったらやめるのか。

○杉本部長) コミュニティ支援チームは市の職員の業務として行っている。本来やっている業務以外の業務。夜や休日が多い。職員にも負担感がある。そのため1年を任期としており、それを更新する形をとっている。来年は当然継続してやっていきたいと思っているが。

○委員) できるところと、できないところができるのでは。

○安本室長) 2年間。平成21年までに検討してもらおう。辞令は1年更新。どうしても業務の負担がかかってきたりとか、本来の業務が負担になれば、手を下げざるを得ない職員もあると思う。基本的には住民なので、住んでいるところでやっていることに対して、続けてやろうということになるのではないかと思う。

○杉本部長) しっかりと自分達で自立的にやっている地域なので、市の職員にきてもらわなくてもよいというところもある。まずは話を聞かせてもらおうというところもある。地域ごとに異なっている。2年を目安にしているが、検証してみないといけない。もう少し延長を求めてくる地域も出てくると思うので。必要な地域については、是非継続して進めていきたいと考えている。地域ごとに、弾力的なテーマ設定ができないかなと考えている。協議会ができたからおしまいということではない。

○林副市長) 元々が地域の住民なので、これをきっかけとして、支援チームとしてではなく、地域住民として参加していければ良い。

○杉本部長) 顔見知りが増え親密になり、チームのメンバーから外れたとしてもいろんな話ができるような関係になればいいと思っている。

- 委員) 資料に、「地区・町区活動費」として財政支援のことが載っているが、地区と町とあるが、単一の町内会にもらえるのか。きらめくまちづくり事業というのも、どちらかというところ、これを使ったら1年間は使えないとか。やはりまちづくりをするにはお金がいる。もちろん出てきた住民の拠出もあるが、やはりこういうものを使うというのが、ありがたいことで、それによって広がりもあるので。
- 安本室長) コミュニティの5万円は町内会単位の申請である。
- 委員) まちづくり協議会ができたとして、協議会として納涼祭とか何か事業をするときは、この5万円は、町内会分とダブってしまうことになるが、併せて使えるのか。
- 安本室長) その場合は、きらめくまちづくり事業を利用いただくことになるが、納涼祭は対象とならない。
- 杉本部長) きらめくとかコミュニティとか言っていたのは、もともとは自治会活動活性化支援事業ということで創設されたもの。本年度から自治基本条例が制定されて、協働のまちづくりを進めたいということで、市がまちづくり協議会を提唱している。そこで、自治会活動活性化支援事業を地域コミュニティ支援事業としてちょっと広げて、まちづくり協議会が取り組む事業を、これまでは自治会のみを対象としていたきらめき事業も対象になるようにやっている。この事業も今年、来年とやっていかななくてはならないが、200万というのはすごいお金だが、100万の地元負担がある。もう少し使いやすい形で考えたい。協働型の事業で、コミュニティが元気になるようなやりかたの制度改正ができないか、ということを経務レベルで検討を進めているところ。来年度は、もう少し、5万円と200万円の間ぐらいのものが、もう少し使いやすいような、制度設計の見直しが必要か。ただ、財政的な制約があるので、これまでやってきたことをうまく、切り替えていくようなことができたならなあと思っている。
- 委員) 今度町内会長になる予定。メインはまちづくり協議会。それを育て上げるということが一番大きな自治会活動じゃないかなと思っている。見るといろいろな支援があるが、補助金の利用状況はどうか。予算はオーバーしているのか。
- 安本室長) 5万円の町内会支援は、すでに本年度は終わっている。予算的には全町内会にということ。まちづくり協議会設立助成事業の5万円は随時。準備段階で準備会というものを設立されたら、それにかかわる経費としてだしている。今は10地区ぐらいから申請がある。
- 委員) 後からでも教えて欲しい。前々会からまちづくり協議会が話題に上がっているが、これは大変な役割を持っている。まちづくり協議会はいろんな団体の集約である。
- 杉本部長) 各地区で歴史や実績を持っているので、自負もある。その辺がうまく協議会で結集できればと思っている。
- 林副市長) 市がこのような提案をする前から、そういう組織を持っている地域もある。改めて作らなくても、それに足りないものを賦課して、まちづくり協議会に模様替えするというような形になることもある。100箇所あれば100とおりのいろいろな形のまちづくり協議会ができてくるんだろうと思う。
- 部会長) 公民館単位のまちづくり協議会を目指す。原動力を自治会がつくらなければならない。

○林副市長) 少なくともその地域の7割の世帯が加入している。加入率も7割に落ちたとはいえ、すごい加入率である。地縁組織としては自治会は中核となる組織だと思う。

○部会長) ということで、大分時間も経過した。時間に縛られるわけではないが。本日はいろんな話が出た。それを目標に置きながら自治会をどうするのかを考えていかないといけない。

この部会はあと1回というのが規定の予定である。ただ、まだ結論をだすような段階でないので、どういう結論をだすのか、また議論しなければならない。最後はまとめるところになるが、その間に何回か部会を開催しないといけないのではないかと思っている。まずは、11月までにもう1回開催しなければとは思っているがいかがか。

○委員) 中身をきちっとして終わりたいという思いがある。

○事務局) それでは、事務局で今までの議論を精査して取りまとめ、次回の会までに事前に送付させていただく。

～次回日程調整～

平成20年9月2日13:30～15:30

場所は未定

以 上